

Q & A

問1 新規入学生以外の取り扱いについて

質問 本貸付の申請は、新規入学生に限られるか。

答 新規入学生に限らない。ただし、原則として、新規入学生を優先して選考を行う。

問2 岐阜県外の養成施設について

質問 岐阜県外の養成施設に進学した学生も、本貸付の対象となるか。

答 岐阜県内に住民票を有する者であれば対象となる。さらに、岐阜県内に住民票がなくても、養成施設入学のため住民票を県外に移した者も対象となる。

問3 養成施設毎の貸付枠について

質問 養成施設毎の貸付枠は設定されるか。

答 養成施設毎の貸付枠は設定しない。

問4 他資金との併用について

質問 保育士修学に関する同種の資金との併用は可能か。

答 他都道府県が実施する同様の保育士修学資金、生活福祉資金（教育支援資金）又は母子生活資金との併用は不可。

問5 日本学生支援機構の奨学金との併用について

質問 日本学生支援機構の奨学金との併用は可能か。

答 可能である。ただし、保育士修学資金の貸付の必要性を審査するため、申請書に、当該奨学金の借入状況等を記載すること。

問6 養成施設独自の奨学金との併用について

質問 養成施設独自の奨学金との併用は可能か。

答 可能である。ただし、保育士修学資金の貸付の必要性を審査するため、申請書に、当該奨学金の借入状況等を記載すること。

問7 所得証明書の提出が必要な範囲について

質問 提出書類に、「生計を一にする家族の全員（収入のない者を除く。）の所得課税証明書」とあるが、「生計を一にする家族の全員」とは具体的に何か。

答 「生計を一にする家族の全員」とは、「扶養者」と「その扶養者が扶養している家族（祖父母、兄弟等を含む。）」とする。

なお、申請者が親（配偶者）と同居していても、申請者に収入等があつて、親（配偶者）の扶養に入っていない場合は、親（配偶者）と生計を一にすることにはならない。

また、親（配偶者）と別居していても、親（配偶者）の扶養に入っていて、経済的に援助を受けている場合は、親（配偶者）と生計を一にすることになる。

問8 修学資金の充当先について

質問 修学資金の充当先は、授業料に限られるか。

答 修学資金は、養成施設に支払う授業料の他、実習費、教材費、参考図書、学用品、交通費等に充当するものである。

問9 連帯保証人について

質問 本貸付の申請にあたり、連帯保証人は何名必要になるのか。また、条件はあるのか。

答 連帯保証人は1名必要。未成年の場合は、法定代理人が連帯保証人となる。なお、連帯保証人の要件は、成年の者で、独立の生計を営む者とすることから、法定代理人が生活保護受給者等である場合は、別に連帯保証人が必要となる。

問 1 0 養成施設入学前の貸付について

質問 養成施設入学前に、本貸付を利用できるか。

答 生活保護受給世帯の者又はこれに準ずる経済状態にある世帯の者は、養成施設入学前に会長に直接申請することができる。必要と認められる場合には、養成施設入学前に、貸付の内定を行う。
なお、貸付決定及び送金は、養成施設入学後に行う。

問 1 1 貸付金の振込先について

質問 本貸付の送金先はどこか。

答 借受人（学生）の個人口座へ送金する。

問 1 2 返還免除となる雇用形態について

質問 返還免除となる対象の雇用形態は、常勤に限定されるのか。

答 雇用形態は常勤職員に限らない。非常勤職員として勤務する場合は、1,825 日以上雇用され、保育等の業務に従事した期間が 1 年あたり 180 日以上であることが必要。

問 1 3 育児休業期間について

質問 勤務先は辞めずに、育児休業を取得する場合、貸付金を返還する必要があるか。

答 育児休業の場合、返還債務履行猶予に該当するため、返還にはならない。この休業期間は業務従事期間には算入できないが、業務従事の継続性は中断しない。